

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月20日

支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 小山 英夫

1. 調達内容

(1) 調達件名

平成29年度鹿嶋労働総合庁舎駐車場整理誘導業務委託契約

(2) 調達件名の特質等

別途、交付する仕様書等による

(3) 委託場所及び配置人数

鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働総合庁舎 2名

(4) 契約予定期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①入札者は業務の履行に要する一切の諸経費を含めて契約金額を見積るものとする。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。（消費税抜きの金額を入札書に記載。税込みの金額が契約金額となる。）

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

2. 競争参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ①当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者。
- ②以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 平成２８・２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に係る一般競争に参加する者に必要な資格「Ｂ」、「Ｃ」または「Ｄ」等級のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 一般競争に参加する者に必要な資格の審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者でないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 茨城県内に本店・支店または営業所を有する者であること。
- (6) 警備業の要件
 - ①警備業法第４条の都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
 - ②警備業法第９条の営業所の届出を提出していること。
- (7) 労働関係法令の規定に違反していないこと。
- (8) 労働保険及び社会保険に加入し、かつ、保険料の未納がないこと。
- (9) 厚生労働省及び各都道府県労働局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 入札事務に関する事項

(1) 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) にて行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札によることができる。

(2) 仕様書の交付

入札仕様書の交付は平成２８年１２月２０日(火)から平成２９年１月１３日(金)

１７時までの間に茨城労働局総務部総務課にて交付する。

※入札に関する現場説明会等は実施しない。

(３) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒３１０－８５１１

茨城県水戸市宮町１－８－３１ 電 話 ０２９－２２４－６２１１

茨城労働局総務部総務課会計第二係 F A X ０２９－２２４－６２４５

(４) 入札の日時及び場所

(電子入札での参加の場合)

入札書受付：平成２９年 １月１６日（月） ９時００分から１６時００分まで

開 札：平成２９年 １月１７日（火） １６時１０分

(紙入札での参加の場合)

入 札：平成２９年 １月１７日（火） １６時００分

開 札：平成２９年 １月１７日（火） １６時１０分

茨城県水戸市宮町１－８－３１ 茨城労働総合庁舎２Ｆ会議室

４. その他

(１) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(２) 入札者に要求される事項

この一般競争参加にあたり、以下の書類を平成２８年１２月２０日（火）から平成２９年１月１３日（金）１７時までの間に提出したうえで、入札仕様書の交付を受けなければならない。また、入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア. 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

イ. 直近２年間の労働保険料および社会保険料の納入を証明できる書類（領収書の写し・年金事務所長による証明等）

ウ. ２. (６) ①～②に記載した要件を確認できる書類

エ. 法令遵守に関する申出書【様式は本公告に添付】

オ. 暴力団等に該当しない旨の誓約書【様式は本公告に添付】

カ. 直近の決算時における貸借対照表（写）

(３) 入札の無効

①本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、指定された日時に来られなかった場合においても同様に無効とする。

②暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の申告をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札を無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無

無

(7) その他

本公告に記載がないことは仕様書と同時に交付する入札規則による。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
茨城労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

法令遵守に関する申出書

平成29年度鹿嶋労働総合庁舎駐車場整理誘導業務委託契約に係る一般競争入札参加にあたり、労働関係法令の規定に違反する事実がないこと、また、今後も違反しないことを申し出ます。

なお、労働関係法令の規定に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。